答申第140号 平成23年9月30日

神 戸 市 長 矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 窪 田 充 見

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

平成23年3月22日付神北保健第599号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「北区『地区準備会議事録』(桜の宮開催分)(平成22年8月24日、同9月3日、同9月10日、同9月24日開催分)」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「北区『地区準備会議事録』(桜の宮開催分)(平成22年8月24日、同9月3日、同9月10日、同9月24日開催分)」に記載された「人選に関する議事内容」の部分を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、「平成22年桜の宮地区『地区準備会』議事録(8月以降全部)」の公開請求を行った。
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、「北区『地区準備会議事録』(桜の宮開催分)(平成22年8月24日、同9月3日、同9月10日、同9月24日開催分)」を特定し、人選に関する議事内容の部分を非公開とする部分公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める 異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成23年3月9日付の異議申立書、平成23年4月17日付の意見書及び平成23年5月25日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公開を原則とするというのが条例の精神である。しかるに条例第 10 条第 1 号該当とされ、個人のプライバシーを守るとのことで、今回は部分公開の処分であった。

民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受ける公人である。「地区準備会」の出席者もまた各団体の責任者で、公人であると認められる。したがって、公人が公人の選任をする過程を公開することは何ら不都合ではなく、プライバシーの保護に値しないと考える。

民生委員の選任という重要なことを一部の人間が私情で決めている選任作業のプロセスが問題である。

民生委員を突然解任され、その理由が知りたく、地区準備会座長に問い合わせをしても、 公開質問状を出しても、何ら返事がない。桜の宮地区準備会の議事録を見れば解任の理由 が分かると考え、議事録の開示を請求した。

部分公開された議事録の中だけでも、虚偽有印公文書作成・同行使の疑いが2箇所見つかっている。全面公開されれば、嘘、作り話がもっと見えてくると期待している。

地域の方々に向かって一生懸命ボランティアをしていたという自負がある。辞めないでほしいという 200 名以上の署名もある。地区準備会を使って、権力を使って、このような卑怯なやり方は許せない。

今回の解任で、地域住民の何百人という数の人に不名誉な解任という事実が公になった。 これこそプライバシー保護の侵害、人権侵害、名誉毀損、信用阻害ではないか。

出席者の発言等、個人のプライバシーが侵害される部分は抹消し、個人の発言が不明になるように配慮した上で、議事録の開示を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成23年3月31日付の非公開理由説明書及び平成23年5月25日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

申立人から請求のあった公文書の中で人選に関する議事内容の部分については、以下の 理由で非公開とした。

- (1) 当該情報に含まれている特定個人の評価に関する情報は、社会通念上他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報であり、また、この情報が公にされることは特定個人の権利利益を侵害する可能性があることから、たとえ公的な職務を有しているといえども尊重され守られるべき基本的な情報であり、公にしないことが正当であるので、条例第10条第1号アに該当すると判断し非公開とした。
- (2) 厚生労働省からの通知(技術的助言)で、民生委員・児童委員の選任について推薦会の会議を非公開とし、議事に関しては秘密を厳守するよう求められている。民生委員・児童委員の任期は3年となっており、3年毎に次期の民生委員・児童委員を選ぶ一斉改選が行われる。今回はその一斉改選として全市的に行われたものである。改選手続きは、地域の委員で構成される「地区準備会」で推薦された方を、さらに区会(区推薦会)、市推薦会で審議した後、市から厚生労働大臣へ推薦し、厚生労働大臣から委嘱される手続きとなっている。

地区準備会は、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、青少年協議会など地域団体の代表者や小学校長等で構成されており、地域事情に通じた委員による合議機関として運営され、民生委員・児童委員として適任者が選任されるよう図られている。

この民生委員・児童委員の選任過程を公にすることは、特定個人の権利利益を侵害する可能性があるとともに、地区準備会での委員の自由・活発な発言を損ない適正な選任に支障が出るなど、当該事務の公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるおそれがあることから、条例第10条第5号エに該当すると判断し非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「北区『地区準備会議事録』(桜の宮開催分)(平成22年8月24日、同9月3日、同9月10日、同9月24日開催分)」である。

実施機関によると、民生委員・児童委員の任期は3年となっており、3年毎に次期の 民生委員・児童委員を選ぶ一斉改選が行われる。改選手続きは、地域の委員で構成され る地区準備会で推薦された方を、さらに区会(区推薦会)、市推薦会で審議した後、市から厚生労働大臣へ推薦し、厚生労働大臣から委嘱される手続きとなっている。

本件対象文書は、これらの選任手続きのうち、地区準備会における審議内容を記録した議事録である。

(2) 争点

実施機関は、本件対象文書のうち「人選に関する議事内容」の部分について、条例第 10条第1号及び同条第5号を理由として非公開とする決定を行った。これに対し、申立 人は、非公開とされた情報を公開すべきであるとして争っている。

審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が非公開とした「人選に関する議事内容」には、次期民生委員候補者の選定の対象となった個人の氏名、それぞれの選任の可否、その評価に関する発言内容及び発言者である地区準備会委員の氏名が記載されている。

したがって、本件における争点は、これらの情報の条例第 10 条第 1 号及び同条第 5 号該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第10条第1号該当性について

厚生労働省の通知(「民生委員・児童委員の選任について」平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号)によると、民生委員の選任にあたっては、「社会福祉の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者」等の適格要件が定められている。

地区準備会では、次期民生委員候補者の選定の対象となった各個人について、こうした人格識見等の人物面の評価が議論され、議事録にはその議論の結果が記載されるところであるが、自己の人物面の評価というのは本人にとって機微な情報であり、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる。

したがって、地区準備会における「人選に関する議事内容」が公にされれば個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報が条例第 10 条第 1 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第10条第5号該当性について

前述の厚生労働省の通知によると、推薦会の運営においては、「推薦会の会議は必ず 非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること」 とされている。また、神戸市では「神戸市民生委員推薦会区会及び地区準備会設置要綱」 を定めており、その第9条第2項の規定により、地区準備会の会議は非公開とされている。

前述のように、地区準備会は、社会福祉の精神に富んだ人格高潔な次期民生委員候補者としての適任者を選定する会議であり、そのためには出席者が率直に意見を述べ、議論できることが保障されなければならないと考えられる。

しかし、「人選に関する議事内容」が公にされると、発言内容について関係者等から

指摘や非難を受けることなども想定され、審議の場での発言が慎重になり、自由闊達な議論がなされなくなることが危惧されるところであり、民生委員候補者選任事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると実施機関が判断したことには理由があると認められる。したがって、当該情報が条例第 10 条第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、本件対象文書のうち「人選に関する議事内容」の部分について実施 機関が非公開とした決定は妥当であり、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成23年3月22日	_	*諮問書を受理
平成23年3月31日	-	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年4月19日	-	*申立人から意見書を受理
平成23年5月25日	第246回審査会	*実施機関の職員から非公開理由等を聴取 *申立人から意見を聴取 *審議
平成23年6月22日	第247回審査会	*審議
平成23年8月8日	第248回審査会	*審議
平成23年9月13日	第249回審査会	*審議